

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に増大させていくという経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、社会・経済環境に対応した迅速な意思決定と適時・適切な情報開示に努め、経営の透明性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つであると考え、その実現のために、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統制機能の強化・整備を図りながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めていきたいと考えております。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定めた「グンゼ コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、以下の当社ホームページに掲載しております。

<http://www.gunze.co.jp/ir/policy/governance/index.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

＜補充原則4-8②＞独立社外取締役の経営陣・監査役との連携

当社は、筆頭独立社外取締役を決定しておりませんが、社外取締役及び必要に応じて社外監査役もメンバーとする社外取締役会議を定期的に開催し、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等について協議するとともに、社内取締役又は執行役員等経営幹部からの報告を受ける機会を設けているほか、社外取締役と経営トップ及び取締役等とは適宜経営全般に関する意見交換を実施するなど、社外取締役と経営陣・監査役会との連携体制を整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

＜原則1-4＞政策保有株式

(1) 当社は、創業の精神である「共存共栄」の企業理念のもと、業務提携、取引の維持・拡大等、事業の円滑な運営上必要と認められる場合に限り、取引先の株式を政策的に保有します。

(2) これらの政策保有株式の保有継続可否および保有株数の適切性については、保有に伴う便益やリスク、資本コストを勘案した株式保有基準に基づき、毎年、取締役会で個別に検証いたします。

(3) なお、2016年3月末時点で102銘柄の政策保有株式を保有しておりましたが、2018年3月末までに34銘柄、11億円を削減し、2018年3月末時点では69銘柄※、222億円を保有しております。今後、2021年3月末までに更に金額ベースで、2018年3月末比30%の削減を目指します。

(4) また、保有株式に係る議決権については、当該企業および当社の中長期的な企業価値向上に資するものか否かを踏まえ、議案ごとに厳密な検証を行い、適切に行使いたします。

※2017年度に連結子会社であった郡宏光電股份有限公司が持分一部譲渡により関係会社の範囲から外れたため1銘柄増加しております。

＜原則1-7＞関連当事者取引

当社は、取締役及び監査役が実質的に支配する法人との競合取引及び利益相反取引は、取締役会で報告し承認を得ることとしております。また、毎年、関連当事者間取引調査を役員に実施し確認しております。関連当事者取引のうち重要性の高いものについては、法令に基づき、開示しております。

＜原則2-6＞企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金の運用は、財務管理役員を長とする資産運用委員会を設置、会社および労働組合から適切な資質を持つ人材を委員として選任し、資産運用方針、運用受託機関の選定および具体的な資産構成割合等について決定し、資産運用方針等、経営上の重要事項については、経営執行会議にて審議の上、承認を得たうえで実行することとしております。また、資産運用委員会の委員は適宜、外部講習等の活用によりスキルアップを図っております。

なお、当社の企業年金の運用委託先は全て日本版スチュワードシップ・コードを受入れております。

＜原則3-1＞情報開示の充実

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社グループは、「品質第一」と「技術立社」を基盤に、創業の精神である「人間尊重」、「優良品の提供」、「共存共栄」の企業理念の下、企業の社会的責任(CSR)に積極的に取り組むとともに、各事業の商品、サービスを通して「お客さまに“ここちよさ”をお届けしていく」という強い意思をもち、「社会にとって必要とされる企業」「社会とともに持続発展する企業」を目指しております。中期経営計画「CAN20(2014年度～2020年度)」の概要については、以下の当社ホームページに記載しております。

<http://www.gunze.co.jp/ir/policy/plan/index.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1. 基本的な考え方をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬等については、2007年6月開催の定時株主総会で決議された取締役報酬限度額に基づき、代表取締役と社外取締役で構成され、社外取締役を議長とする取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経た上で、報酬等の額を定め、取締役会で決定いたします。取締役及び経営陣幹部の個人別の報酬等の額については、取締役会にて定める報酬制度に基づき、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会で決定いたします。

また、中長期的な業績向上と企業価値向上に対するインセンティブとして、社外取締役を除く取締役に対し株式関連報酬を導入しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役・監査役候補者の指名及び経営陣幹部の選任については、取締役会にて定める選任基準に基づき、指名・報酬委員会での審議を経た上で、取締役会で決定いたします。取締役については、当社がアパレル、機能ソリューション、ライフクリエイトの事業を多角的かつグローバルに展開していることから、これらの事業活動について適切かつ迅速な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、ジェンダーや国際性を含む多様性に配慮しながら、取締役会全体として、各事業分野、人事、財務経理、技術開発・研究等について知識・経験・能力を有する社内出身の取締役と、社外の専門的な知識・経験と公正かつ客観的な立場から積極的な助言・提言できる複数の社外取締役を選任し、バランスのとれた取締役会を構成することを基本方針とし、指名・報酬委員会での審議を経た上で、取締役会で決定いたします。

監査役については、最低1名は財務・会計に関する適切な知見を有している者を含め専門的な視点と独立的な立場から公正な意見表明を行える者で監査役会を構成することを基本方針として、指名・報酬委員会での審議及び監査役会の同意を経た上で、取締役会で決定いたします。

また、代表取締役などの業務執行取締役及び執行役員の経営陣幹部については、業績等につき指名・報酬委員会で毎年定期的に審査し、取締役会にて定める解任基準に該当するとの審査結果であった場合は、取締役会に解任を勧告、取締役会にて審査結果を検証の上、基準に該当するとの結論に至った場合は、取締役候補者として指名せず、また、代表取締役・業務執行役員および執行役員としての役職を解任します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者の指名理由については、株主総会参考資料に記載しております。また経営陣幹部を解任する場合は、その理由を当社ホームページにて開示いたします。

<補充原則4-1①>経営陣に対する委任の範囲

取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規則において定められた重要な業務執行の決定を行います。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役、役付取締役、機能別担当取締役・執行役員で構成される経営執行会議を概ね週一回開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行っております。また、意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入するとともに、「業務分掌内規」や「責任権限規定」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続きの明確化並びに経営・管理の効率向上に努めております。

<原則4-9>独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役の選任にあたり、会社法上の要件に加え、東京証券取引所が規定等で定める独立性に関する判断基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を選任しております。2名の社外取締役は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

<<補充原則4-11①>取締役会の構成

当社の取締役会の人数は15名以下とし、そのうち2名以上は独立性の高い社外取締役としております。

当社グループの事業活動について適切かつ迅速な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、ジェンダーや国際性を含む多様性に配慮しながら、取締役会全体として、各事業分野、人事、財務経理、技術開発・研究等について知識・経験・能力を有する社内出身の取締役と、社外の専門的な知識・経験と公正かつ客観的な立場から積極的な助言・提言できる複数の社外取締役を選任し、多様かつバランスのとれた取締役会を構成することを基本方針とし、指名・報酬委員会での審議を経た上で、取締役会で決定いたします。

<補充原則4-11②>取締役・監査役の兼任状況

当社の社外取締役及び社外監査役は、当社以外に3社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任してはならないこととしております。その兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等を通じて毎年開示しております。

<補充原則4-11③>取締役会全体の実効性の分析・評価

当社では、全ての取締役・監査役が取締役会の有効性、自らの役員としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役会に提出し、取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。前期末に実施した取締役会の評価結果の概要は、次の通りです。

取締役会は、経営戦略等に関する議論の活性化、メンバー間の経営情報量の差の解消が継続的な課題であること、また、社外取締役構成比率は早期に解決を図る課題であることを認識しておりますが、運営状況、付議事項、ガバナンスの有効性等、全般に亘って概ね適切な状況であり、当社の取締役会全体の実効性は確保されていると判断しております。今回の結果を踏まえ、取締役会の実効性の向上に引き続き取り組んでまいります。

<補充原則4-14②>取締役・監査役のトレーニング方針

当社の新任取締役(社外取締役を含む)は、就任後速やかに、法務、コンプライアンス管理取締役又は外部弁護士等による研修プログラムに参加するとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき社長又はその指名する業務執行取締役又は役職員から説明を受けることとしております。また、当社の取締役及び監査役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積み重ねなければならないこととしております。なお、外部研修などにかかる費用は、請求等に基づき会社が負担しております。

<原則5-1>株主との建設的な対話に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話を推進しております。

(1)株主や機関投資家との対話(面談)は、社長直属の広報IR室が中心となり関連部署と連携し対応しておりますが、必要に応じて、財務担当取締役・執行役員をはじめ取締役・経営幹部が面談を行っております。

(2)株主や投資家に対しては、社長及び財務担当取締役・執行役員ほか主要経営幹部によるアナリスト、機関投資家向け決算説明会を年2回実施するほか、スモールミーティングを都度実施しております。また、証券会社が主催するIRフェアへ参加し、個人投資家向け説明会を開催しております。

(3)株主や投資家から寄せられた意見は、広報IR室でとりまとめ、取締役、経営幹部にフィードバックし、中長期的な経営方針に反映しております。

(4)株主や投資家との対話に際しては、「情報開示規程」「内部者取引の規制および内部情報の管理に関する規程」「情報開示に関するポリシー」を徹底し、フェアディスクロースとインサイダー情報管理に留意しております。

<原則5-2>経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、経営戦略・経営計画の策定において、経済的付加価値指標を重視しております。

具体的には、当社独自の経済的付加価値指標であるGVA※を経営上の重要管理指標として位置づけ、事業部門の業績評価、投資採算性評価等に活用してまいります。

また、策定した経営戦略・経営計画については、経済的付加価値の観点を踏まえて定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて事業構造の見直しおよび資源の再配分を実施してまいります。

※GVAとは経済的付加価値を表す当社独自指標であり、税引後事業利益から投下資本使用に伴う資本コストを控除したもの。資本コストは事業リスクの異なる部門別に設定する加重平均資本コスト(WACC)に投下資本を乗じて算出する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,647,400	20.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	817,800	4.51
株式会社三菱UFJ銀行	613,182	3.38
株式会社京都銀行	587,592	3.24
第一生命保険株式会社	414,330	2.28
全国共済農業協同組合連合会	383,700	2.12
グンゼグループ従業員持株会	321,520	1.77
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	314,800	1.74
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	306,674	1.69
GOVERNMENT OF NORWAY	289,900	1.60

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2019年3月31日現在の大株主の状況となります。また割合は、自己株式を控除した発行済株式を分母として計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中井 洋恵	弁護士											
鯨岡 修	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中井 洋恵	○	---	弁護士として企業法務や一般民事等、幅広い分野における経験・識見が豊富であり、当社取締役会の意思決定に際して法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での確な指導・助言をいただくため。中井洋恵氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

鯨岡 修	○	---	出版社の執行役員として長きに亘り要職を歴任し、また、特に当社の成長事業であるメディカル分野に幅広い知見を有しており、当社取締役会の意思決定に際し的確な指導・助言をいただくため。鯨岡修氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
------	---	-----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、代表取締役2名と社外取締役2名で構成され、社外取締役を議長とする取締役会の諮問機関となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、年初に会計監査人からの監査計画の概要や重点監査項目についての報告を受け、その妥当性についての意見を述べております。監査結果等に関する意見交換を会計監査人との間で適宜行うなど、緊密な連携を維持しております。また、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人から会計監査報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について文書等による説明を受けその妥当性を確認しております。この他にも会計監査人に対して、監査の実施経過について適宜報告を求めるなど、恒常的な連携を維持しております。

監査役及び監査役会は、年初に内部監査部門である業務監査室と、内部監査計画の概要、内部監査項目についての事前確認を行っております。また、必要に応じて業務監査室の往査及び監査講評に立ち会うほか、内部監査実施後には、業務監査室から監査結果について報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
井上 圭吾	弁護士													
鈴鹿 良夫	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 圭吾	○	(株) 近鉄百貨店社外監査役 兼務先と当社の間には取引関係がありますが、重要性は無く特別な利害関係はありません。	弁護士としての専門的な知識および幅広く豊富な実務経験に基づき、コンプライアンスを踏まえた客観的な視点から独立性をもった的確な提言をいただくため。 井上圭吾氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。
鈴鹿 良夫	○	(株) ハークスレイ社外監査役 兼務先と当社の間には特別な関係はありません。	国税局幹部、税理士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的知見に基づき、財務会計の健全性を踏まえた客観的な視点から独立性をもった的確な提言をいただくため。 鈴鹿良夫氏と当社の間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないものと判断し、独立役員として指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
--	-----

該当項目に関する補足説明 更新

2019年6月25日開催の第123期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対し、株主の皆様との一層の株主価値共有を進めるため、また、当社の中長期の業績との運動性を高め、企業価値の持続的な向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、本制度導入に伴い、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

社外取締役を除く取締役9名の年間報酬総額172百万円(うち基本報酬106百万円、ストックオプション30百万円、賞与35百万円)、社外監査役を除く監査役2名の年間報酬総額22百万円(うち基本報酬22百万円)、社外役員5名(期中退任1名含む)の年間報酬は24百万円であります。

(注)

1.役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者の該当はありません。

2.使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものはないため、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】＜原則3-1情報開示の充実＞の(3)をご参照ください。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催に際し、社外取締役に対しては財務担当取締役・執行役員又は担当役職員より、また社外監査役に対しては常勤監査役より取締役会資料を事前に配付し、必要に応じて説明しております。また、社外取締役と経営トップ及び取締役等とは適宜経営全般に関する意見交換を実施しております。社外監査役に対しては、業務執行に関する重要事項の審議を行う経営執行会議の資料について、原則毎月1回開催する監査役会において常勤監査役より内容を説明しております。

なお、社外監査役は、「監査役監査規程」に基づき必要に応じて業務監査室等の使用人を使用することができます。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

一名

その他の事項

当社には相談役・顧問制度がありますが、現在は対象者はおりません。相談役は、社長、会長経験者を対象として、最高経営責任者としての経験に基づいた助言を行うことが役割として求められています。顧問は、取締役・監査役もしくは相談役の経験者で、その経験・知見による専門的な助言を行うことを目的としています。いずれも取締役会の決定により委嘱されることになります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

＜取締役、取締役会、執行役員＞

当社は監査役会設置会社であります。現行の経営体制は、社外取締役2名を含む取締役10名(うち女性1名)であります。また、意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しており、取締役兼務者8名を含む執行役員14名を選任しております。なお、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化により迅速に対応できる経営体制とするために、取締役及び執行役員の任期は1年としております。取締役会は、原則として月1回開催(2019年3月期は13回開催)されており、業務執行に関する重要事項や法令、定款に定められた事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行状態を監督しております。これと併せて代表取締役、役付取締役、機能別担当取締役・執行役員6名で構成される経営執行会議を開催(2019年3月期は25回開催)し、業務執行に関する重要事項の審議を行い、意思決定の迅速化を図っております。

＜社外取締役＞

2名の社外取締役(うち女性1名)は、社外の専門的な知識・経験と公正かつ客観的な立場から、取締役会において助言・提言を行うとともに、経営トップ及び取締役等と経営に関する意見交換を実施するなど、当社のコーポレート・ガバナンスが有効に機能することに寄与しております。なお、社外取締役と当社の間には、特別な利害関係はありません。

＜監査役、監査役会＞

監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役は、取締役会・経営執行会議等の重要会議への出席、当社事業部門・管理部門への往査、国内外の子会社調査等を実施し、経営への監視機能を果たしております。なお、社外監査役と当社の間には、特別な利害関係はありません。

＜監査役機能強化に向けた取組状況＞

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制等について規定しており、監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、定期的に代表取締役を含む取締役、会計監査人及び内部監査部門である業務監査室と意見交換、情報交換を行っております。なお、業務監査室長は内部監査を実施した内容、ならびに内部統制監査の実施結果を監査役会に報告するとともに、適宜、監査役からの要請に応じて、業務監査室等の使用人が必要な調査を実施し、遅滞なく報告しております。

常勤監査役には、当社における経理財務部門での経験を有し、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者が就いており、社外監査役は、弁

護士としての専門的な知識を有する者と税理士としての財務・会計に関する相当程度の知見を有している者とで構成し、経営監視機能の強化を担っております。

＜内部監査＞

当社は、関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の効率性を監査する目的で、社長直轄の内部監査部門として業務監査室を設置しております。現在7名のスタッフにより内部監査を実施しており、内部統制機能の充実を図っております。

＜会計監査＞

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に協立監査法人を選定しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。2019年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成につきましては下記のとおりであります。

・業務を執行している公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員：南部敏幸（継続監査年数3年）

業務執行社員：公江正典（継続監査年数3年）

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士10名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値を継続的に増大させていくという経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、社会・経済環境に対応した迅速な意思決定と適時・適切な情報開示に努め、経営の透明性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして取り組んでおります。その実現にあたっては、社外取締役および社外監査役の設置により経営の透明性を確保し、また、迅速な意思決定及び経営・業務執行の監視が機能する企業統治体制を整備する必要があることから、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前の早期発送を行っております。また、発送日に先立って当社ウェブサイト、東証において招集通知（英訳版を含む）を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会は、6月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を高めるため、インターネットによる議決権行使ができる電子投票制度を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2008年6月開催の第112期定時株主総会より、株式会社 ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページに英文の招集通知、決議通知（いずれも英語版含む）を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社が主催するIRフェアへ参加し、説明会を開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	トップおよび主要事業部門長によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回（中間期・決算期）実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書、四半期報告書、中期経営計画、株主総会説明資料、招集通知、決議通知その他適時開示を行った情報は、すべて当社ホームページに掲載しております（最大5期分）。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報IR室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR規程」において、ステークホルダーからの要請・期待に誠意をもって応え、公正で誠実な企業活動を推進し、社会的責任を果たすことを基本方針として規定しております。「リスク管理規程」では、リスク発生時のステークホルダーへの影響を最小限とするための対応基準、再発防止の対応措置について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経済産業省の「価値協創ガイダンス」などを参考にして「グンゼ統合レポート」を作成・公開し、当社ホームページにも掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」において、適正な情報を迅速かつ公正、公平に開示することを基本姿勢とする旨、規定している。また、当社ホームページに「情報開示に関するポリシー」を掲載しております。

その他

<女性の活躍の方針・取組に関して>

当社では、2013年に専任組織を設置し、2016年より女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、一般事業主行動計画を策定し、課題解決（いかに女性総合職・女性管理職を増やすか）に向けた取り組みを積極的に推進しております。具体的には、新卒・キャリア採用活動における女性活躍推進の継続訴求と従来男性中心であった生産技術職への女性採用も含めた女性採用比率アップ、一般職の研修・教育を通じた総合職コース転換挑戦者の拡大といった女性総合職を増やすための活動を強化する一方で、メンタリング等の退職者数を減らすための施策や、育児・介護によるキャリアへの影響を最小限に抑える施策・環境整備にも注力し、総合職に占める女性比率を10%へ向上させました（2018年3月時9%）。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、内部統制システム、リスク管理体制等の整備に努めております。今後も継続的に内部統制システムの有効性について監視、評価・検証を行い、体制の整備・充実を図ってまいります。また、当社は、取締役会において以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ構成員の具体的な行動指針として制定した「グンゼ行動規範」を周知徹底し経営理念の実現を図るものとする。
- (2) 当社は、当社グループのCSRへの取り組みを強化するため、CSR統括取締役・執行役員を任命するとともに、特に法令等遵守と企業倫理の確立を図るためにコンプライアンス担当取締役・執行役員を任命する。また、「CSR規程」に基づき、組織横断的に統括する組織である「CSR委員会」（委員長：CSR統括取締役・執行役員）において、法令等遵守のための体制強化を図るものとする。
- (3) 当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役会は当社グループの重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督するものとする。
- (4) 当社は、取締役会の経営監視機能の強化を図るため、独立性の高い社外取締役を選任するものとする。
- (5) 当社は、取締役・執行役員・監査役を対象としたCSRセミナーを定期的に実施し、違法行為や不正の未然防止に努めるものとする。
- (6) 常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するものとする。
- (7) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力及び団体からの要求には、全社をあげて迅速かつ組織的に対応するとともに、外部専門機関と連携を図り、断固排除する姿勢を堅持するものとする。
- (8) 当社は、「情報開示規程」に基づき、情報取扱責任者を置いて、当社グループの会社情報の的確な管理・統制を図るとともに、開かれた企業グループとして、適正な情報を迅速かつ公正に開示するものとする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書などの取締役の職務遂行に係る文書、資料、情報については、「文書規程」等によって保存・管理を行うものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループの組織横断的なリスク管理体制を強化し、リスク全般についてその未然防止や不測の事態への適切な対応を図るものとする。特に情報リスクに関しては、「ITセキュリティ方針」・「ITセキュリティ対策標準」に基づき、当社グループの情報資産の保護に努めるものとする。
- (2) 当社は、「営業秘密等管理規程」に基づき、組織横断的に統括する組織である「営業秘密管理委員会」（委員長：コンプライアンス担当取締役・執行役員）を置いて、当社グループにおける営業秘密の適正な管理に努め、重要な営業秘密の漏洩防止を図るものとする。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、「経営執行会議規約」に基づき、代表取締役、役付取締役、機能別担当取締役・執行役員で構成される経営執行会議を概ね週1回開催し、当社グループの業務執行に関する重要事項の審議を行うものとする。
- (2) 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制をとるものとする。
- (3) 当社は、変化の激しい経営環境に機敏に対応し、経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とする。
- (4) 当社は、「業務分掌内規」、「カンパニー長責任権限規程」、「事業グループ長責任権限規程」を制定し、当社グループの内部統制の妥当性確保、業務執行手続きの明確化並びに経営・管理の効率向上に努めるものとする。
- (5) 当社は、当社グループの業務執行を効率的に行うため、ITを活用した業務改革を推進するものとする。
- (6) 監査役は、取締役が善管注意義務に則り行う、当社グループの内部統制システムの構築・運用状況について監視・検証するものとする。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、当社グループ構成員に対して必要な教育・研修を定期的実施するほか、法令の制定・改正が行われた場合、また当社グループや他社で重大な不祥事や事故が発生した場合には、すみやかに必要な教育・研修を実施するものとする。
- (2) 当社は、当社グループに適用する規程・規約を社内イントラネットに掲載し、使用人がいつでも縦覧できるようにするものとする。
- (3) コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口（「なんでも相談ホットライン」）を通して使用人が直接通報を行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止に努めるものとする。特に重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見したときは、社長又はコンプライアンス担当取締役・執行役員にも直接通報するものとする。

6 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「CSR委員会」による統括のもと、当社各部門・グループ各社にリスク管理責任者を置き、コンプライアンスの徹底を図るものとする。特にITセキュリティについては、当社各部門・グループ各社にITセキュリティ責任者（DIO:ディビジョン・インフォメーション・オフィサー）を置き、管理の徹底を図るものとする。
- (2) 当社は、当社グループ各社の経営について、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期報告と重要案件についての事前協議等を通じて指導・助言を行い、業務の適正化を図るものとする。
- (3) 業務監査室は、当社グループの業務全般に係わる内部統制の有効性について監査し、企業集団としての業務の適正と効率性確保を図るものとする。

- (4) 監査役は、前項(3)の監査報告に基づき、監査を必要とする当社グループ会社に対して、内部統制の有効性、企業集団としての業務の適正と効率性について監査を行うものとする。なお、監査役が必要と認めた場合については、当社グループ会社に対して、監査役が直接監査を行うものとする。

7 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に定める財務報告に係る当社グループの内部統制の有効性を的確に評価するため、「内部統制実施基準」に基づき、内部統制評価責任者（財務担当取締役・執行役員）ほか各種責任者を置いて、連結財務諸表を構成する当社及び連結子会社の内部統制を整備・運用・評価し、その結果を内部統制報告書として公表するものとする。

8 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務を補助するため、「監査役監査規程」に基づき必要に応じて業務監査室等の使用人を使用できるものとする。

9 補助使用人の取締役からの独立性及び補助使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役により監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、業務監査室長等、上長の指揮命令を受けないものとする。

10 取締役及び使用人並びに子会社の役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社グループの役職員は、会社の信用や業績に大きな悪影響を与えるなど、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なくその事実を当社監査役に報告するものとする。
- (2) 当社グループの役職員は、当社監査役から監査において必要となる報告の要求があった場合には、遅滞なく報告するものとする。
- (3) 定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役が子会社のコンプライアンスリスク等を報告するものとする。
- (4) 業務監査室長は、業務監査室による当社グループの監査指摘事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。

- (5)当社グループの役職員は、上記5の(3)に基づく情報のうち重要な事項については、遅滞なく監査役に報告するものとする。
- (6)当社は、「公益通報者等保護規程」に基づき、前項(5)の報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- 11 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」に基づき、監査方針の策定や業務分担等を行い、定期的に代表取締役、会計監査人及び業務監査室と意見交換、情報交換を行うものとする。
- (2) 監査役は、取締役及び使用人に監査指摘事項を提出するとともに、必要に応じて該当部門の是正勧告や助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めるものとする。
- (3) 監査役の半数以上は社外監査役とし、監査における透明性を確保するものとする。
- (4)当社は、監査役が会社法388条に基づき費用の支出等を請求したときは、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められた場合を除き速やかに処理するとともに、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「グンゼ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度を示し、これらを排除する姿勢を貫くこととしております。また、反社会的勢力及び団体による脅威を受けたり被害を受けるおそれのある場合には、警察等関係行政機関や顧問弁護士と緊密な連携をとりながら、速やかに対応するよう努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制等は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、企業価値を継続的に増大させていくという経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、社会・経済環境に対応した迅速な意思決定と適時適切な情報開示を通して、経営の健全性・透明性の向上を図っております。

特に当社は、当社を含むグループ全役職員の具体的な行動指針として制定した「グンゼ行動規範」の周知徹底により、当社グループの重要な会社情報の適時開示の重要性について全役職員が認識しており、開かれた企業として社会的な責任を果たすため、重要な会社情報の適時適切な開示を行っております。

2. 会社情報開示の担当と方法

(1) 情報取扱責任者と情報開示担当者

適時開示規則第4条の3に則り、情報取扱責任者を設置し厳格な情報管理・統制のもと、適時適切な開示を行うため、原則として下記の情報開示担当者が会社情報の開示を行っております。

＜情報取扱責任者＞財務担当取締役・執行役員

＜情報開示担当者＞コーポレートコミュニケーション部広報IR室長、財務経理部経理統括室長

(2) 情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い取引所への事前説明のあと、適時情報開示システム（TDNET）にて開示いたします。また、当社は当社のホームページを株主・投資家の皆様に対する重要な情報発信源として、開示規則に該当しない情報につきましても、株主・投資家の皆様のご理解に資すると判断した情報は積極的かつ公正に開示しております。

3. 重要は会社情報に関する管理体制

(1) 社内情報管理

当社は重要な会社情報を管理し全役職員がこれを遵守することを目的として、「内部取引の規則ならびに内部情報の管理に関する規程」を定めて、重要事項の情報ろうえいの未然防止をはかり、適時適切な社内情報管理を行っております。

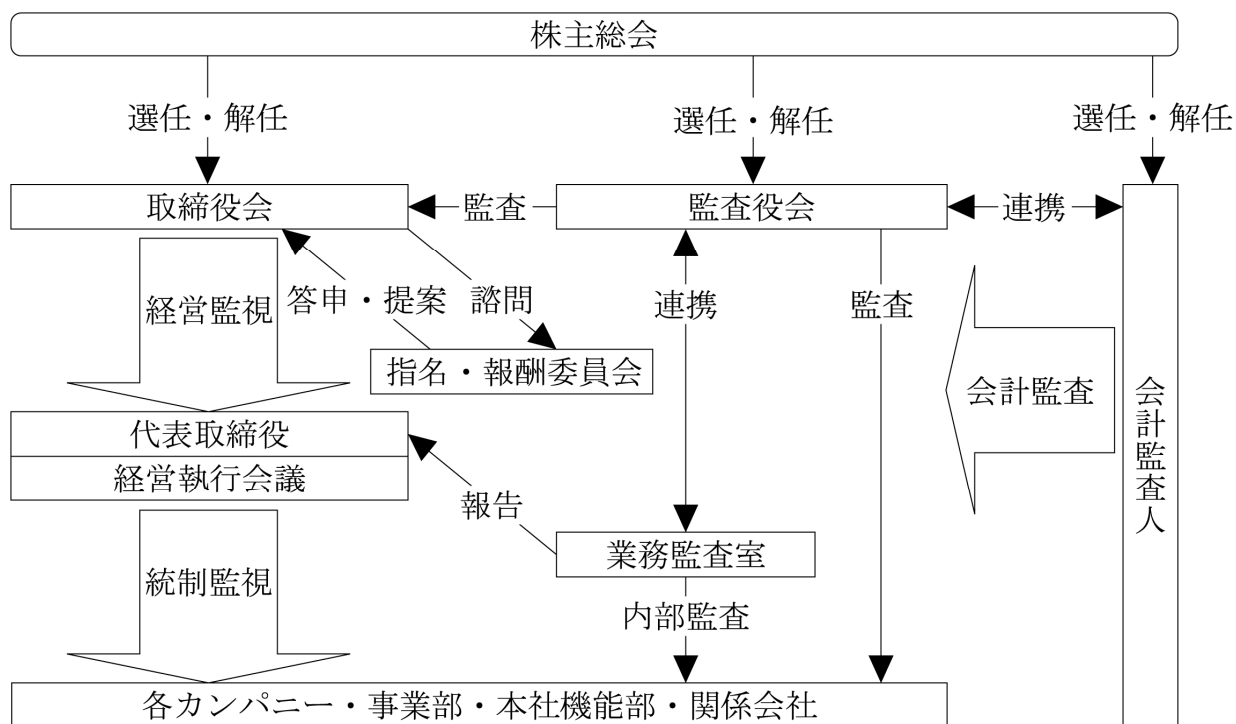
(2) 開示に関する管理体制

各部門で決定または発生した重要な事実、遅滞無く情報取扱責任者に一元的に集約され、「決定事実」「決算情報」については、情報取扱責任者が開示の可否を関係者と協議したうえで、株主総会・取締役会決議等、会社の業務執行を実質的に決定する機関により決議が行われた時点で、また「発生事実」については、情報取扱責任者がその発生を認識した時点で速やかにトップを含めた経営層と協議し、適時適切に開示する体制を構築しております。情報開示にあたっては、今後とも管理体制の一層の充実・整備に努めてまいります。

(3) 開示処理

開示が決定された重要な会社情報については、情報取扱責任者が直ちに情報開示担当者に開示指示を行うとともに、情報開示担当者は「適時開示規則」「会社情報適時開示ガイドブック」に則り適時適切に開示処理を行っております。なお、開示に可否についての判断が難しいものは取引所に事前相談しております。

【コーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要の模式図】

